

令和 7 年度事業計画

1. 基本方針

全国的な少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など社会構造の変化に伴い、「地域」や「人」とのつながりが希薄化したことを背景に国は、令和 6 年 4 月「孤独・孤立対策推進法」を施行し、孤独や孤立を社会全体の課題として捉え、互いに助け合い、支え合える社会の実現に向けた取り組みを定めました。また、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者を迎える本年は、「2025 年問題」として医療・介護体制のひっ迫や社会保障費の増大が懸念されています。

町の推計では、今後さらに高齢化が進み 75 歳以上の割合が高くなるとしており、年齢を重ねても身体を動かし、他者と交流を持ちながら住み慣れた地域で日常生活が維持できるよう、これからも介護予防や認知症予防は重要になるものと思われます。また、今は高齢者が「地域の担い手」として行っている地域活動や伝統・文化を若い世代にバトンをつなげ、「地域のつながり」を維持することが、どこの地域においても大きな課題であります。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震や国内各地で多発する豪雨災害では被災地及び被災者の復旧・復興支援において、本会も微力ながらその一翼を担いつつ、災害発生時における社会福祉協議会の役割を再認識し、いつ起こるかわからない災害に対し、平常時から住民同士のつながりやボランティア育成の必要性を強く感じるとともに本会の災害対応の体制整備を改めて振り返る機会となりました。

地震や豪雨などの自然災害、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の流行、物価高騰やウクライナなどでの長期化する戦争による国際情勢の悪化は、私たちの生活環境に暗い影を落としています。このような状況だからこそ、地域の住民が自主的・主体的に地域と関わり、助け合い、ともに住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう「地域づくり」への取り組みが求められています。

本会では、令和 7 年 3 月に令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 6 次女川町地域福祉活動計画」を策定し、「一人ひとりの幸せに向けてつながり合い支え合う みんなのまち おながわ」を基本理念に次の 4 つの基本目標を掲げ、この目標達成に向けて各事業を展開してまいります。

【4 つの基本目標】

- 1 みんなが認め合える・支え合える人づくり
- 2 みんなが参加し、活躍できる場づくり
- 3 みんながつながり安心できる地域づくり
- 4 安定した法人運営

計画の初年度である本年度事業では、これまでの成年後見制度や日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）を実施するほか、一人暮らしや家族・親族等から疎遠となっている方で身体的な理由等で金銭管理や行政サービス等の利用や手続きに支援を要する方の生活をサポートするため、「生活安心サポート事業」を新たに実施します。

また、退職を迎えた高年齢者がこれまで培ってきた経験を活かしながら、生きがいをもって社会に関わるよう「シルバー人材センター事業」を開始します。

地震や津波への対応に備え、東日本大震災での教訓を風化させることなく、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を行うとともに、平常時からボランティアセンター事業を充実させ、地域や企業の協力のもとに多様なボランティアの育成・活用を進めてまいります。

地域福祉を円滑に推進するには、本会活動への理解と多様な関係者との連携が重要であることから、社協だよりのほかにホームページやSNS等を活用してあらゆる世代に向けて情報発信を行ってまいります。

また、地域福祉の推進が会費や寄附金等の自主財源に支えられていることを念頭に自主財源の確保と本会の基盤の強化に努めてまいります。

令和7年度の事業実施にあたり、以下に重点事業を定め各事業に取り組んでまいります。

《重点事項》

（１）地区活動への支援強化

- ・地区住民が自主的に地区活動の運営を行えるよう本会生活支援コーディネーターが継続して支援します。

地域の担い手となり得る若年層への地域活動への参画意識の醸成に取り組みます。

- ・喫緊の課題である地区の人手不足に対応するため、生活支援コーディネーターが中心となって地域活動に対する若年層の理解と関心を高め、若年層の地域活動の参画を促します。また、地区を超えた協力体制の在り方とその方策の検討を行います。
- ・地域での見守りや声掛け活動、あいさつ運動を支援し、これら活動を自主的に協力する住民の拡大に取り組みます。
- ・身近な住民同士の定期的な交流の場としての「集いの場」の充実を図り、新たなつながりづくりに向けた取り組みを支援していきます。

(2) 包括的支援体制の強化

- ・相談者の生活課題解決に向けて、関係機関との連携を密に継続的な相談体制を行っていきます。また、地域や地元企業、各団体や学校等と連携して、生活課題や社会的孤立や孤独、不安を感じている住民や家庭への相談支援を行い、包括的に支援する体制の強化に努めます。

(3) 福祉教育の実施とボランティア登録

- ・学校教育と連携しながら「福祉」への関心を高められるよう福祉教育に取り組みます。
- ・ボランティア講座を開催して、ボランティア活動への関心を高め、ボランティアセンターへの活動の登録者を増やしていきます。
- ・また、災害時にはボランティアセンターの登録者が災害ボランティアとして活動できるよう支援します。

(4) 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・研修会の開催や社協だよりなどを活用して、日常生活自立支援事業（まもり一歩）や後見制度を学習する機会を提供します。
- ・日常生活自立支援事業（まもり一歩）や後見制度を必要とする方に適切に事業を提供し、自立した生活が維持できるよう支援します。

(5) 生活支援体制整備事業の強化

- ・高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう、地区、企業、老人クラブや民生委員、NPO等と連携して生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
- ・生活支援コーディネーターを中心に地区や企業、老人クラブなどの活動情報や地域課題の情報収集、高齢者の支援ニーズや関心事などの情報を把握し、地域包括支援センターと情報を共有し、支援ニーズと福祉・介護予防サービスの橋渡しを行います。

(6) 地域包括支援センターの運営

- ・介護保険法に沿って適切に地域包括支援センターを運営し、女川町高齢者福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）で掲げた「すべての高齢者が生涯にわたり、いきがいを持ちながら健やかで安心して暮らせていける社会の実現」を目指します。
- ・介護予防支援事業を通して、身体機能や認知機能の低下を防ぎながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。
- ・様々な機関と連携して、高齢者が安心して生活できるよう支援します。
- ・本会関係部署と定期的な情報交換を行い、適切な運営に繋がります。

(7) 地域活動支援センターうみねこ園の運営

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念及び女川町障害者計画・障害福祉計画に沿って、本センターの利用者の意向を大切にし、利用者が日常生活又は社会生活を安心して過ごせるよう支援します。
- ・利用者が安心してくつろげる空間を創り、創作的活動や生産活動を提供して、心身の健康を維持し、自立を促進します。
- ・他者との交流や社会参加などを通して社会との繋がりを図ります。
- ・ボランティアの協力を得ながら、利用者が様々な活動の充実を図ります。
- ・利用者家族と定期的な意見交換を持ちながら、家族が抱える課題に寄り添い共に考えていきます。

(8) 職員の資質向上に向けた支援

- ・社会福祉の課題解決や福祉サービス向上を目的とした職員研修を実施し、職員の資質向上を目指します。
- ・本会の事業推進に必要な資格や免許の取得については、積極的に資格取得を促し、所要経費を支援するなどして資質の向上を図り、円滑な事業の運営を図ります。

(9) 組織の基盤強化と財政安定化

- ・時代に即した福祉サービスの研究開発では、地域における課題を把握・分析し、事務局、地域包括支援センター、地域活動支援センターなど部署を横断して内部検討チームを組織して対応していきます。
- ・社会福祉法第109条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現する為に基盤強化と健全な運営を図っていきます。
- ・自主財源である会費について、企業訪問を行い理解と協力を求めます。
- ・本会の主な財源が公的な補助金や助成金、会費や寄附金であることから適正な予算執行と積極的な使途の公表に努めます。
- ・経営状況が厳しい中、経営状況と経費削減の具体策を職員全体で共有し取り組むとともに、事業等の健全で安定した経営を図るため、中期財政計画の策定に取り組めます。
- ・災害等の事象発生時においても、事業の迅速な復旧・再開を図れるよう組織対応能力を確保するため、事業継続計画（BCP）に沿って対策を行います。

(10) 第6次女川町地域福祉活動計画の実行

- ・本計画の活動初年度にて、新たな課題に向き合いながら、行政や関係機関、地域住民と連携を図り計画の推進に努めます。また、実施にあたっては第6次女川町地域福祉活動計画策定委員会を開催し進行管理を行います。

事 務 局

当初予算額 58,691千円

内訳	法人運営事業	50,629千円
	地域福祉活動推進事業	1,291千円
	福祉サービス利用援助事業	6,771千円

本会では、事務局において、次の「Ⅰ．法人運営」により適切に法人運営を行うとともに「Ⅱ．事業内容」のとおり各事業を遂行します。

Ⅰ．法人運営

1．事業の概要

- ① 法人の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係（担当部署）と連絡調整や組織の効率的な運営を図ります。
- ② 公益性、公共性の高い事業・活動を展開するため、組織経営におけるガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化と財政の健全化を進めます。

2．主要な施策

（1）理事会・評議員会・監査会・評議員選任・解任委員会の実施

業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、理事の職務執行の監査を行う監事で運営し、効果的にかつ適正に事業を実施します。また、地域や団体から選出された理事、評議員がそれぞれの立場から本会の運営について意見を出し合うことにより、地域の実情に即した法人運営を図ります。

- ① 理事会の開催（業務執行の決定、会長の職務執行の監督など）
- ② 評議員会の開催（予算及び事業計画の承認、決算及び事業報告の承認など）
- ③ 監査会の開催（理事の職務執行の監査、業務及び財産状況に係る監査）
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催（評議員の選任及び解任）

（2）会員増強の強化（7月～8月）

町民への認知度を高めるため、行政区の協力のもとに社協だより（年6回発行）を全戸配布し、会員加入促進を図ります。また、毎年7月・8月を賛助会員・特別会員の会員強化月とし、企業訪問を実施します。

（3）広報活動

様々な媒体を活用して、積極的に広報活動を展開します。

- ① 社協だより…年6回を活用した情報提供

- ②ホームページ(<https://shakyo-onagawa.or.jp/>)を活用した情報提供
- ③社協パンフレットを活用した情報提供
- ④SNS（X（旧Twitter）、Facebook）等を活用した情報提供の検討
- （４）福祉サービスの運営適正
苦情解決に関する規程に基づき、本会の福祉サービスに対する苦情を適切に解決するため、第三者委員や苦情受付担当者を配置し、サービスの質の改善に努めます。
- （５）事務局活動
法人運営事務局として必要な人事・財務管理等を行い、事業の実施や福祉サービスの開発にあつては、所属を超えて対応します。
- （６）財政基盤の強化
財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる会費、共同募金、寄附金の募集拡充に努めます。
 - ① 事務処理の効率化とコストの削減（継続的取り組み）
 - ② 福祉サービスの効果的、効率的な運営

Ⅱ．事業内容

第6次女川町地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）に基づく4つの基本目標に沿って事業を計画的に実施していきます。

基本目標1 みんなが認め合える・支え合える人づくり

【目指す姿】あらゆる人が一人ひとりの個性や立場・考えを大切にし、多様性を理解して認め合う地域社会の実現を目指します。また、すべての住民が互いに支え合い、共に生きる社会の実現に向けて地域福祉の意識醸成を目指します。

【基本施策1-1】個人の権利を尊重し、あらゆる人が共生する視点や意識の醸成

- （１）人権教育や人権保護の啓発（担当：地域福祉係）
 - ① 司法書士や法務局職員を招聘し、全町民を対象に人権擁護に関する研修会を開催します。（年1回）
- （２）権利擁護、成年後見制度等の周知（担当：地域福祉係、地域包括支援センター）
 - ① 日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）、成年後見制度、生活安心サポート事業など権利擁護の制度全般にわたる研修会を開催します。（年1回）
 - ② 社協だより、ホームページ、町広報紙を活用して制度を周知します。（年1回）
- （３）福祉教育の実施（担当：地域福祉係）
 - ① 小・中学校と連携し、児童生徒を対象とした福祉教育を開催します。（通年）
 - ② 若年層を対象に福祉研修会を開催します。（年1回）

(4) 偏見・差別や虐待防止の啓発 (担当：地域福祉係、地域包括支援センター)

① 偏見や差別、虐待防止啓発の研修会を開催します。

(年1回：区長、民生委員、福祉活動推進員のほか地域の住民を対象)

② 社協だより、ホームページ、町広報紙を活用して制度を周知します。

(年1回)

【基本施策1-2】地域を支える人材の発掘と育成

(1) 地域活動の情報発信 (担当：地域福祉係)

① 地元企業と連携し、地域の活動情報を本会ホームページや社協だよりを通じて住民に発信します。(令和7年度：地元企業2社との連携を目指す)

(2) アウトリーチ型による人材の発掘 (担当：地域福祉係)

① 生活支援コーディネーターが地域に出向き地域人材の情報を把握し、収集した情報は随時、区長を通じて地域に繋がります。

② 従業員の地域活動への参加理解を促進するため、地元企業経営者との懇談会を開催します。(年2回)

(3) 認知症サポーターの養成 (担当：地域包括支援センター)

① 認知機能が低下しても地域での生活が継続できるよう、高齢者や地域の方を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。

(新規受講者向け：年1回、受講経験者向けステップアップ講座：年1回)

(4) チームオレンジの普及・支援 (担当：地域福祉係、地域包括支援センター)

① 区長や地域でお世話役を担っている方を対象に認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座を開催します。(各1回)

② ステップアップ講座を修了した方を対象に地区で困りごとをチームで対応できるよう「チームオレンジ」の活動を広げていきます。

(令和7年度：2地区を拡大)

すでに活動を展開している地区では、「チームオレンジ」の活動している住民と意見交換しながら、活動の継続が図られるよう支援します。

(5) 介護予防サポーターの育成 (担当：地域福祉係、地域包括支援センター)

① 高齢になっても自立した生活ができるよう65歳以上の町民を対象に介護予防サポーター養成講座を開催します。

(6) 見守り、声掛け活動の拡大 (担当：地域福祉係)

① 従来から地域で実施されている見守りや声掛け活動、あいさつ運動の継続を支援します。(継続支援)

② 民生児童委員協議会の定例会議等での研修会や地区住民を対象とした研修会を通して、見守り活動や声掛け活動に参加する住民を増やしていきます。

【基本施策 1－3】地域活動やボランティア活動を通じた地域福祉の人材育成

- (1) ボランティア活動の支援 (担当：地域福祉係)
- ① 地域住民やボランティア活動者にボランティア活動の情報を提供し、活動の機会を提供し、活動を支援します。(通年)
 - ② ボランティア活動にかかる研修会を開催し、ボランティアに対する関心を高め、ボランティア活動に参加する住民や企業団体を増やしていきます。
 - ・ボランティア講座の開催(年2回)
 - ・ボランティアの新規登録者数(新規10人)
 - ③ ボランティアを必要とする方からのニーズを受付、ボランティア活動者とのマッチングを行います。(通年)
 - ④ ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険を周知します。(通年)
- (2) 福祉教育の実施 (担当：地域福祉係)
- ① 地域のお茶会等を活用して、福祉出前講座を開催します。(随時)
 - ② 学校等で開催する福祉教育では、ボランティアや地域で活動している方と連携して福祉体験学習を開催します。

基本目標 2 みんなが参加し、活躍できる場づくり

【目指す姿】住民が自ら多様な場へ参加・活動し、様々な人とのかかわりや交流を持つことで、一人ひとりの状況に合ったつながりと生きがいを持てる生活の実現を目指します。

【基本施策 2－1】一人ひとりが元気で生きがいを持って活動できる場づくり

- (1) 介護予防教室の開催 (担当：地域包括支援センター)
- ① 一般介護予防として運動系レクリエーション、脳トレ、ゲームを取り入れた遊びサロンを地区の集会所で開催します。(通年)
- (2) 出前講座の活用 (担当：地域福祉係)
- ① 町や宮城県、各関係団体が開催する研修会や講座を活用して、参加者同士のつながりづくりを図る。(随時)
 - ② 多世代が交流できるような「集いの場」を地区と連携して実施していきます。(2地区)
- (3) 地域での生きがい活動の支援 (担当：地域福祉係)
- ① 地域の自主活動の継続的支援
地域でお茶会やサロンなどの自主活動に取り組んでいない地区に対し、地区活動を啓発し、新たな活動ができるよう支援します。
(令和7年度：新規2箇所)

また、住民が自主的に実施しているペタンクやお茶会等の活動に取り組んでいる地区では、その活動が継続できるよう支援を行います。（随時）

- ② シルバー人材センター事業を通して、高年齢になっても健康で生きがいのある生活が実現できるよう支援します。【新規事業】

【基本施策 2－2】誰もが交流できる機会を通したつながりづくり

- （１）交流の場の企画・調整・支援（担当：地域福祉係）

- ① 外国人との交流の場づくり

地域行事などに外国人も一緒に参加し交流できるよう働きかけをします。

- ② 関係機関や企業、NPO などとの情報交換会

誰しもが参加しやすい場となるよう関係機関や企業、NPO などと情報交換をします。

【基本施策 2－3】住民自らが多様な場へ参加できる環境づくり

- （１）情報発信（担当：地域福祉係）

- ① 社協だより等で広報・啓発活動を展開し、住民の多様な場への参加を促進するための情報発信を行う。

- （２）住民主体による「場づくり」（担当：地域福祉係）

- ① 住民や地域の関係者が対話・協議する場をつくるとともに、協働による取り組みを行います。

- （３）共同募金、歳末たすけあい運動の推進（担当：地域福祉係）

- ① 住民主体の地域福祉実践として共同募金運動を推進し、住民の多様な地域福祉活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成に寄与します。

【基本施策 2－4】住民主体による支え合い活動の推進

- （１）住民主体による見守り活動、声掛け活動への参画（担当：地域福祉係）

- ① 住民や地域の関係者の見守り活動、声掛け活動への理解を広げ、参画を促進するための啓発活動を行います。

- （２）生活支援体制整備事業の活用（担当：地域福祉係）

- ① 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供し、地域活動の担い手となる人材の発掘を行います。

- （３）日常生活における支え合い活動の推進（担当：地域福祉係）

- ① 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の支え合い活動を推進する。

【基本施策 2－5】ボランティアセンターの充実

- (1) 多様な主体が行う福祉活動の支援・協働（担当：地域福祉係）
 - ① 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者のボランティア活動を推進します。
- (2) 社協ボランティアセンターの運営強化（担当：地域福祉係）
 - ① 地域生活課題の解決が図られるよう、当事者やボランティア間の連絡調整を行えるようボランティアセンターの運営強化を推進します。
- (3) ボランティア活動推進のためのプラットフォームやラウンドテーブルの実施（担当：地域福祉係）
 - ① 行政、NPO や関係機関と連携・協働し、ボランティア活動により、地域生活課題の解決を図ります。

基本目標 3 みんながつながり安心できる地域づくり

【目指す姿】地域住民や行政、企業、団体などのあらゆるひとがつながり、連携・協働して安心して暮らせる地域を目指します。

【基本施策 3－1】安心して暮らすための相談支援体制の充実

- (1) アウトリーチによる早期発見（担当：地域福祉係）
 - ① アウトリーチによる住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図ります。
 - ② 身近な地域における住民の生活の中で、見守り活動や声がけ・相談対応などをしながら福祉課題の早期発見を担う福祉活動推進員の町内全地区配置を目指します。（現人数 75 人、新規 5 人）
- (2) 総合相談体制の充実（担当：地域福祉係）
 - ① さまざまな地域生活課題を受け止め、相談・援助を行い、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行います。

【基本施策 3－2】福祉課題を抱える人への適切な支援

- (1) 福祉サービス等を活用した支援（担当：地域福祉係）
 - ① その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行うとともに、地域のなかで必要な福祉サービス等が利用できるよう支援します。
 - ② 救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することにより万が一の際、迅速な救命活動につなげ、暮らしの中に安全・安心を提供します。（救急医療情報キットの配布:新規 10 本）

(2) 福祉サービス等の開発 (担当：地域福祉係)

- ① 福祉サービス等の開発が必要な場合、住民および地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながら行政や企業に働きかけ、その実現に努めます。

(3) 継続的な伴走支援 (担当：地域福祉係)

- ① 多様な地域生活課題を抱える方への対応には、福祉関係者のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、多文化共生、防犯、その他の分野の関係者と連携・協働し、継続的な伴走支援に取り組みます。

【基本施策 3－3】 支え合うための多様なネットワークの構築

(1) ネットワークによる情報発信 (担当：地域福祉係)

- ① 本人らしい暮らしの実現のために、多様なネットワークを構築し、情報発信を行います。

(2) 既存のネットワークを活かしたプラットフォームやラウンドテーブルの実施 (担当：地域福祉係)

- ① 地域における支え合い活動を促進するため、既存のネットワークを活かし、地域生活課題を協議する機会を設けます。

【基本施策 3－4】 防災の取り組みや災害時支援の協働強化

(1) 防災教育への協力と意識啓発 (担当：地域福祉係)

- ① 住民の防災に対する関心や理解を高めるため、防災教育への協力と意識啓発を行います。(防災教室の実施：4箇所)

(2) 防災訓練の実施に向けたアプローチと支援 (担当：地域福祉係)

- ① 平時から福祉と防災の連携を図り、防災訓練を実施するなど、災害時に誰一人残されないような取り組みを進めます。

(3) 災害ボランティアの養成 (担当：地域福祉係)

- ① 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供し、災害に対応できる災害ボランティアの人材育成を図ります。
 - ・災害ボランティア養成講座の実施 (年2回)

(4) 災害活動への支援 (担当：地域福祉係)

- ① 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、災害時には災害ボランティアセンターを担うなど、被災者の生活支援、復興支援を行います。
- ② 平時から非常時の社協の役割について行政と協議し、担う役割や支援への対応を共有するなど、災害等の非常時に備えた取り組みを進めます。
 - ・災害ボランティアセンター立上げ訓練の実施 (年1回)

(5) 障がい者（児）に配慮した福祉避難所設置にかかる関係機関との連携・検討
（担当：地域福祉係、地域活動支援センター）

- ① 制度の枠外にある諸問題やマイノリティの課題に対して積極的に関係機関に提言を行います。

【基本施策 3－5】情報の発信と活用の推進

(1) 配慮を要する人への情報の伝え方 （担当：地域福祉係、総務係）

- ① 配慮を要する人へも必要な情報が伝わるような広報活動を展開します。
・偶数月の社協だより発行（3,100部/月）

(2) インターネットなどを活用した福祉情報の発信・収集

（担当：地域福祉係、総務係）

- ① 若い世代の自発的な活動を一層発揮できるようインターネットや SNS などを活用した情報の発信ができる環境を整えます。
・本会ホームページによる配信（年間）

基本目標 4 安定した法人運営

【目指す姿】地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が将来にわたって存続し、福祉ニーズに応じていけるよう組織基盤の強化と安定した法人運営を目指します。

【基本施策 4－1】地域福祉の中核を担う本会の組織基盤の強化

(1) 経営情報の共有化 （担当：総務係）

- ① 社協の主な財源が公的な補助金や助成金、会費や寄附金であることから適正な予算執行と積極的な使途の公表に努めます。

（年1回 ホームページ及びWAMNET ワムネットへ掲載）

- ② 経営状況が厳しい中、経営状況と経費削減の具体策を職員全体で共有し、引き続き経費削減に取り組みます。（年1回経営状況の報告会を開催）

(2) 自主財源の確保と中期的な財政計画の作成 （担当：総務係）

- ① 賛助会員及び特別会員の協力確保（7月に企業訪問）

(3) 適切な予算措置と執行管理 （担当：総務係）

- ① 社会福祉法人会計基準に沿って適切に予算計上するとともに予算の執行管理を行います。

(4) 地域や関係機関等との連携・協力による組織力の強化 （担当：総務係）

- ① 行政区や自治体、事業所、学校、NPO 等と連携し、事業を推進していきます。

【基本施策４－２】福祉サービス開発の検討体制の構築

（１）福祉サービス開発の内部検討会の立ち上げ（担当：総務係）

- ① 係長会議を母体とし、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、地域活動支援センターの職員による検討委員会において、現状把握や必要となる福祉サービスの検討を行います。

【基本施策４－３】将来を見据えた人材確保と業務効率化

（１）人員配置計画による人材の確保（担当：総務係）

- ① 人事配置計画を策定するため、事務局内の体制を検討し、適切な人材確保に努めます。

（２）職員のスキルアップ研修の実施（担当：総務係）

- ① 宮城県社会福祉協議会が実施する職員研修に計画的に職員を参加させ、各事業を遂行するために必要な知識習得の研修会を独自で開催します。

○宮城県社会福祉協議会主催の研修

新任職員研修、主査職員研修、係長研修、新任管理職員研修

○独自研修

年２回開催　研修内容：未定

（３）ICT導入による業務効率化の推進（担当：総務係）

- ① ICTの活用による業務効率化の検討とコストの調査

女川町地域包括支援センター

当初予算額 37,337 千円

女川町からの業務委託契約に基づき、本会では女川町地域包括支援センターを設置・運営し、引き続き以下の地域支援事業及び指定介護予防支援事業を実施します。

I. 基本方針（第6次女川町地域福祉活動計画より抜粋）

- ・介護保険法に沿って適切に地域包括支援センターを運営し、女川町高齢者福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）で掲げた「すべての高齢者が生涯にわたり、いきがいを持ちながら健やかで安心して暮らせる社会の実現」を目指します。
- ・介護予防支援事業を通して、身体機能や認知機能の低下を防ぎながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。
- ・様々な機関と連携して、高齢者が安心して生活できるよう支援します。
- ・本会関係部署と定期的な情報交換を行い、適切な運営に繋がります。

II. 事業の概要

- (1) 地域の状況や地域住民の声など実態を把握し、地域の先を見据えた予防的な取り組み
- (2) 高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、個人の権利や尊厳を守りながら、その人らしい生活が継続できるように、必要な支援につなぐ総合的支援
- (3) 介護保険サービスのみならず、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス・支え合いなどの社会資源を有機的に結びつける包括的支援
- (4) 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する継続的支援
- (5) 本会が行う地域福祉活動や地域支援・生活支援活動、また、行政・関係機関、地域住民と連携を図った、効率的・効果的な事業展開及び地域包括ケアの推進
- (6) 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び福祉の増進のために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員が連携し専門性を活かしたチームアプローチ
- (7) 要支援認定者の予防給付にかかるケアプラン作成等の業務

III. 主要な施策

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメントの実施

- ・「要支援認定者」および「事業対象者」に対して、現状の維持や改善を図り、本人の意向に沿ったケアプラン作成を行い、適切にサービスが提供されるようにします。

(2) 一般介護予防支援事業の実施

- ・介護予防のための活動を行う地域の団体や人材の育成及び支援を行い、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを社協事業とともに推進していきます。また地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とし取り組みます。

① 介護予防対象者の把握

② 紙面やホームページ、集いの場を活用したフレイル対策等の介護予防普及啓発

③ 遊びリサロンの実施（運動系レクリエーション、脳トレ、ゲーム）
（＊健生 20 か所 93 回 ＊ぱんぷきん 13 か所 42 回）

④ ミニ体力測定の実施（各遊びり会場にて実施）（年 1 回）

⑤ ペタンク会場巡回握力測定の実施（各ペタンク会場にて実施）
（年 1 回）

⑥ 包括出前いきいき講座の開催

(3) 地域における介護予防活動の支援

① 介護予防サポーター育成「ぴんぴん元気推進塾」の開催（年 3 回）

② 福筋クラブの実施と自主活動支援（2 会場、計 9 回）

(4) 地域におけるリハビリテーション活動による支援

① 専門職によるすまいの個別相談の実施

② 集いの場を活用したリハビリテーション視点の指導や助言が得られるように専門職へつなぐ

2. 総合相談支援業務

個人や家族、地域が抱える複雑かつ多様化する相談に対し、3 職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、適切な機関・制度・サービスへつなぎ、地域の見守り活動者も含め、継続的に支援します。

① 実態把握と課題解決に向けたネットワークの構築

② 総合相談支援・相談体制の充実と情報提供

③ 家族介護者の状況に応じた相談支援

3. 権利擁護業務

様々な問題を抱え生活している高齢者が、個人の権利を尊重し、みんながともに支え合いながら地域で共生する視点や意識の醸成に取り組み、権利が行使できるように専門性にに基づき支援します。

- ① 関係機関、住民に向けてわかりやすい成年後見制度の普及・啓発と利用を促進（相談協力員研修会 年1回）
- ② 集いの場を活用した啓発
- ③ 行政とのタイアップによる老人福祉施設の措置への支援
- ④ 高齢者虐待につながる事象の早期発見や防止、地域の見守り等との連動及び対応
- ⑤ 関係機関と連携した困難事例への対応
- ⑥ 住民にわかりやすい消費者被害の防止の広報活動

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーをはじめ医療従事者、地域の関係機関等、多職種相互の協働等と連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

- ① 居宅介護支援事業者研修会 （年1回）
- ② 地域ケアネットワーク会議への参加と協議 （年12回）
- ③ 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ④ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難者事例への指導・助言

5. 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を目的に推進していきます。

- ① 地域ケアネットワーク会議への参加 （年12回）
- ② 医療センターが主体となり行う事業（認知症初期集中支援事業や ACP 会議）等への協働や参加

6. 認知症総合支援事業

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症の容態に応じ、「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を中核として、必要な医

療・介護サービス機関等と連携し支援を行うとともに、認知症ケアの向上を図るための取り組みを進めます。

- ① 認知症初期集中支援チームとしての活動の推進
- ② 物忘れよろず相談所「ほっとカフェ」の開催と普及（年12回）・出張カフェ（年3回）
- ③ 認知症サポーター活動支援・地域づくり推進事業への協力
- ④ チームオレンジの発足・活動支援（発足支援1ヵ所・活動支援1ヵ所）
- ⑤ 商店街や企業、地域での認知症の方への対応のフォロー
- ⑥ 認知症地域支援推進員の活動推進
- ⑦ 認知症対応のしおり（認知症ケアパス改訂版）の普及（全戸配布）

7. 地域ケア会議の実施

個別の高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進するため、多職種協働のもとフォーマル及びインフォーマルな社会資源を積極的に活用し、個別ケースの支援内容の検討を行い、関係者の課題解決能力の向上や地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の整備を行います。

- ① 地域課題の改善に向けた検討（地域ケアネットワーク会議 年12回）
- ② 協議体や社協座談会への参加
- ③ 個別ケア会議の開催（随時）
- ④ 処遇困難事例検討会（年1回）

8. 地域支援事業の任意事業に関する業務

（1）家族介護支援事業

家族介護者が地域の中で孤立することなく、また、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、介護者自身の健康増進ができるように支援します。

- ① 家族介護者交流会（年3回）

（2）認知症サポーター養成講座

認知症に関する理解者が増え、地域の中での見守りや支え合いにつながるように、地域住民、団体、企業等を対象とした講座を実施します。また、社協ボランティア登録につながるようにします。

- ① 認知症サポーター養成講座の実施（年5回）
- ② 認知症ステップアップ講座の実施（年2回）

（3）居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援への住宅改修理由書の作成

9. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に関する業務

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉 医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であることから、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

- ① 地域ケアネットワーク会議や多職種、異業種の集う会議へ参加し、地域の状況や課題の共有、課題解決に向けた協議を行います。

10. 介護・福祉サービス等利用支援

- ① 要介護認定の代行申請
- ② 高齢者福祉サービス事業の代行申請
- ③ 高齢者見守りネットワーク事業への協力

11. 地域包括ケア構築に関すること

医療、福祉、介護、地域、ボランティア、団体、企業など多様なサービス提供者が連携し支援を行い、利用者が自分らしい生活を送れるようにサポートできるよう、協働し、強化していきます。

12. 指定介護予防支援事業業務

要支援 1、2 と認定された方に対する介護予防支援を行います。

13. その他

- ・生活支援体制整備事業への協働
- ・災害時支援のための協働
- ・モビリティ研究会への協働 等

女川町地域活動支援センターうみねこ園

当初予算額	27,235千円
内訳	地域活動支援センター事業 20,292千円
	日中一時支援事業 6,943千円

女川町地域活動支援センターうみねこ園では、女川町から指定を受けて、以下の事業を実施し、障害者（児）支援サービスを提供します。

I. 地域活動支援センター事業

1. 事業の概要

障害者（児）に通所事業の提供により創作的活動や生産活動の機会を確保し、社会との交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とします。

2. 主要な施策

- (1) 基礎的事業（創作的活動・生産活動の機会の提供・社会との交流促進）
- (2) 送迎支援
- (3) その他の事業

① 機能低下予防支援

年齢を重ねるごとに身体の機能低下が懸念されることから、音楽や運動など五感を刺激した活動を取り入れながら機能低下の予防につなげていきます。

- 音楽（ハンドベル・カラオケ・ダンス等）
- 運動（ウォーキング・ボッチャ等）
- 健康管理（体重測定・保健師による保健指導等）

② 家族支援

利用者家族と定期的な意見交換を持ちながら、家族が抱えている問題に寄り添い共に考えていきます。また、レスパイト機能を重視したきめ細やかな支援を行います。

- 相談支援（随時）
- 家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）
- 保護者懇談会の開催（年2回）
- 保護者向け情報提供（随時）
- 親子交流会の開催（年2回）
- 写真入り連絡帳の作成（週5回）
- 将来を見据えての準備支援（随時）

③ 啓発活動

活動内容を色々な方法で情報発信することで障害への理解につなげ、利用者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを目指します。

- 社協だよりへの掲載及びブログの更新（年6回・随時）
- その他の事業や地域交流を通じての啓発（随時）
- 啓発週間等に関連する事業への参加（随時）

④ 地域交流

地域交流を通じて、障害に対する理解を深め、利用者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを目指します。

- 町内行事や地区行事等各イベントへの参加（随時）
- ボランティアとの交流（随時）

Ⅱ. 日中一時支援事業

1. 事業の概要

障害者（児）を一時的に預かり、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ることを目的とします。

2. 主要施策

- (1) 日中一時支援（放課後支援・長期休み支援等）
- (2) 送迎支援
- (3) その他の事業

① 障害児支援

発達段階や個々の特性に応じた支援を行います。また、安心してくつろげる空間をつくることで、心身のバランスを整えながら成長できるよう支援していきます。

- 個別支援計画に基づいた支援
- 保護者及び関係機関と連携

② 家族支援

利用者家族と定期的な意見交換を持ちながら、家族が抱えている問題に寄り添い 共に考えていきます。また、レスパイト機能を重視したきめ細やかな支援を行います。

- 相談支援
- 家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）
- 保護者懇談会の開催（年2回）
- 保護者向け情報提供及び研修会や保護者同士の交流を目的とした事業の開催
- 写真入り連絡帳の作成（週5回）
- 保護者の子育て支援・就労支援

③ 啓発活動

活動内容を色々な方法で情報発信することで障害への理解につなげ、利用者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを目指します。

- 社協だよりへの掲載（年6回・随時）
- ブログの更新（随時）
- その他の事業や地域交流を通じての啓発

生活支援体制整備事業

当初予算額 7, 273 千円

1. 事業の概要

地域包括ケアシステムの構築に向けて、日常生活での支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続するため、生活支援コーディネーターを中心に協議体の運営を行い、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

2. 主要な施策

(1) 生活支援コーディネーターの設置（2名配置）

地域のニーズの把握や地域のサービス主体との連携調整等のコーディネーター機能を担うため、生活支援コーディネーターを2名配置します。

(2) 協議体の設置・運営

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的に定期的な情報共有・連携強化の場として第2層及び第3層協議体を設置し、運営します。

第3層協議体（開催回数6回）

第2層協議体（開催回数3回）

(3) つながりの場の開催

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的に、各地域の住民同士や関係団体が情報共有やアイデア出しを行うことで、地域の人々がつながり、活躍できるきっかけ場ができるよう会議などを行います。

(4) 地域支え合い活動の拡充

高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児等を養育する者等が抱える日常の様々な困りごとや、公的サービスだけでは補えきれないニーズを、住民の参加と協力を得て援助する住民相互の支え合い活動を推進します。

3. 生活支援コーディネーターの主な活動

生活支援コーディネーターは、町全域を西エリアと東エリアの2つに分けたエリアを担当し、活動を展開します。

西エリア	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、西、小乗浜
東エリア	高白浜、横浦、大石原、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取、女川北、女川南、大原北、大原南、清水、宮ヶ崎、石浜、桐ヶ崎、竹浦、尾浦、御前浜、指ヶ浜、出島、寺間、江島

①地域資源の開発等

○地域のニーズや資源の把握、問題提起

- ・お茶会や集いの場等での情報収集とニーズ調査の協力依頼
- ・社協だより等での情報発信

○地域活動の担い手の発掘と育成講座の開催

- ・住民を対象とした研修会の開催

○住民主体の支え合い活動や各種福祉サービスの実施及び開発

②地域活動支援

○高齢者等を支援するボランティア活動への支援

③関係者のネットワーク化

○老人クラブや民生委員児童委員、サークル団体等とのネットワーク化

○地域課題や高齢者等ニーズの把握及び地域包括支援センターとの共有

○他の市町村生活支援コーディネーターとの情報交換会

④日常生活支援

○高齢者等の公的サービスでは補えないニーズへの支援づくり

○定期的にニーズ調査（アウトリーチ）し、困りごとを抱える住民の把握と支援機関への橋渡し

⑤啓発活動

○事業の周知・理解のための広報活動や座談会の開催

シルバー人材センター事業

当初予算額 7, 1 5 6 千円

1. 事業の概要

女川町に居住している住民の方々が、高年齢になっても地域社会と連携しながらその希望に応じた臨時的かつ短期的または軽易な就業と社会奉仕等の活動機会を通じて、健康を維持し生きがいの充実を図り、もって福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的にシルバー人材センター事業を実施するものです。

2. 主要な事業

(1) 会員の加入促進

- ① 社協だよりや町広報紙などを活用した組織の紹介・啓発活動の実施
- ② 会員の意欲ある活動を推進し、運営への参加を図るための加入促進

(2) 就業機会の確保及び就業環境の整備

- ① 事業を円滑に推進するために町及び関係機関や団体との連絡調整
- ② 会員への安定した仕事の紹介と年間を通じたバランスのある就業機会の確保

(3) 会員の作業中の安全確保対策

- ① 安全な就労確保のための各作業に必要な安全対策の徹底及び講習会の開催

(4) フリーランス新法への対応検討